

公益財団法人内村チカ育英財団奨学生募集要綱

本財団は、熊本県に所在する大学・高等専門学校・看護専門学校・高校に在学し健康で、学業、人物とも優秀であって将来社会に貢献し得る人物を育成することを目的として、奨学金の支給制度を設けております。

本財団から学資の支給を受ける学生・生徒を「育英奨学生」といい、支給される学資を「育英奨学金」といいます。育英奨学生は育英奨学金の支給を志願する者の中から選考によって採用されます。

1. 募集方法

令和8年4月に熊本県の大学・高等専門学校・看護専門学校・高校にこの募集要綱を配布して募集します。

2. 募集人員

大学奨学生	10名程度（高等専門学校の第4学年以上に在学する学生を含む。 但し、大学院生は対象外とする。）
高校奨学生	15名程度（高等専門学校の第3学年までに在学する学生を含む。）
看護専門奨学生	看護学科に在学する学生は大学奨学生10名に含む。 准看護学科に在学する学生は高校奨学生15名に含む。

3. 育英奨学生の心得

学業成績が不振であったり、学校内外の規律を乱したり、財団が行う奨学生の指導などに育英奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金の支給が打ち切られます。

4. 志願者の資格

志願者の資格は大学・高等専門学校・看護専門学校・高校に在学し次の各項に該当する者とします。

- ① 志願者と生計を共にしている家族で主たる生計を維持しているものが熊本県に居住していること。
- ② 学校教育法による大学・高等専門学校・看護専門学校・高校に在学していて人物・学業ともに優秀であること。
- ③ 他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給付を受けていない、または受ける予定がない者。（貸与型との併願は可）

ただし、文部科学省による「高等教育の修学支援新制度」ならびに「高等学校等就学支援金制度」の活用はこの限りではありません。

5. 育英奨学金

区 分	支 給 月 額
大学奨学生	50,000 円
看護専門奨学生（看護学科）	50,000 円
高校奨学生	20,000 円
看護専門奨学生（准看護学科）	20,000 円

6. 育英奨学金の支給と返済免除

- ① 毎年6月・8月・11月・2月の年4回に分けて送金又は手渡し支給を原則とします。ただし支給日は改めて通知されます。
- ② 支給手続きの関係で初回を6月に開催します奨学金授与式にて4・5・6月の3ヶ月分を支給します。
- ③ 育英奨学金の支給は1年間とします。ただし、継続する場合があります。すでに本財団の奨学金給付を受けている場合にも新規に応募いただく必要があります。
- ④ この育英奨学金は返還する必要はありません。

7. 志願者の手続

次の書類を添えて志願者の在籍する学校の学長又は学校長を経て本財団に提出してください。但し、一学校からの志願者数は大学生5名、看護専門学生2名、高校生2名を上限とします。

- ① 育英奨学生願書（別記第1号様式）及び3ヶ月以内に撮影したカラー写真の添付（前年度より継続して出願（応募）される方は生活活動報告書を作成して提出してください。）
- ② 育英奨学生推薦書（別記第2号様式）
- ③ 在学証明書
- ④ 成績証明書（9. 育英奨学生推薦記入上の注意の②③を参照）
- ⑤ 主たる生計維持者の住民票（熊本県に居住していることの証明）
- ⑥ 所得証明書
市町村長証明による所得証明書（同一世帯所得者全員）
- ⑦ 資産証明書
市町村長証明による固定資産証明書（固定資産を所有していない場合無資産証明書）

8. 育英奨学生志願書記入上の注意

志願書は、選考の上の大切な資料です。注意事項等をよく読み、志願時現在の状態で、事実をありのままに、よくわかるように志願者本人が記入してください。

記載すべきことが書かれていないものや判読困難なものなどは、選考から除外されることがあります。また、記載内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用後においても採用取り消しとなる場合がありますから、正確に

記入してください。

① 志願者の「氏名・現住所」欄は、正確に記入し、住所は、市町村名番地まで省略しないよう記入し、氏名には“フリガナ”をつけてください。

② 「家族及び所得」欄に記入する「家族」には、同居・別居を問わず同一世帯（本人も含む。）で生計を共にするものについて、全部を記入してください。

ただし、別居独立の生計を営む者は記入の必要はありませんが、これらの人から援助送金を受けている場合には、その援助年額を「所得額」欄に（ ）書きで記入してください。

なお、「出願理由」欄には、育英奨学金の支給を希望するに至った家庭事情等を具体的に詳しく記入してください。

ア「続柄」は、志願者本人から見た関係（たとえば、志願者の父、母、兄、姉など）を記入してください。

イ「年齢」は、志願時の年度の4月1日現在で記入してください。

ウ「職業勤務先」は、就学者については、在学学校名、学年を記入してください。

エ「前年度所得」は、給与所得については、収入総額（給与所得控除前の金額）を記入して下さい。給与以外の所得については、総所得金額（基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額）を記入してください。

(注) A 同一人について2種類以上の所得がある場合は、適宜上下に区分してください。

B 過去1ヶ年の途中で就業・転職したときは、志願時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、年間所得金額を推算したものを記入してください。

③ 他の奨学金との併願

日本学生支援機構等、他の奨学金との併願の場合は、「他の資金申込」欄に併願先の名称を必ず記入してください。また、出願後の併願の場合も必ず届けてください。

9. 育英奨学生推薦記入上の注意

① 人物所見欄及び判定欄は担任教諭（教授・准教授・講師）もしくは学年主任教諭において記入し、記入者欄に署名・捺印して下さい。

② 新1年生の学業成績は、出身学校長発行の学業成績証明書を添付してください。または、入試時の「調査票」をもってこれに替えることができます。

③ 第2学年以上に在学している者は、在学学校の学長又は学校長発行の成績証明書を添付してください。

④ 既に奨学金を給付されている学生・生徒で、継続して給付を希望する場合はその理由を付記して下さい。

10. 申込締切期日

学校への提出期日（学校から指示されます。）

本財団への提出締切期日 令和8年5月8日（金）（必着）

11. 選考

本財団では、志願者などの資料をもとにして、志願者の学業成績、人物、健康状態、家計の状況、及び新規の志願者については面接を経て審査のうえ、選考委員会によって厳選し、理事会によって採用を決定します。

12. 採用可否決定の時期と通知方法

- ① 採用決定は6月中旬までに通知致します。
- ② 採用決定の可否は学長又は学校長を通じて、本人に通知します。
直接本財団への問い合わせはご遠慮ください。

13. 採用になった人は

採用が決定された場合は本財団から育英奨学生決定通知書に誓約書を添付して交付しますので、誓約書（別記第3号様式）等を指定された期日までに本財団へ提出して下さい。

理由なく期日までに提出しない場合は採用取り消しとなりますので注意して下さい。
また、年に1回開催されます奨学生指導講習会への出席をお願いします。

14. 応募がない場合

今年度の募集に応募のない学校につきましては、来年度より、募集要綱の送付は致しませんので予めご了承ください。

15. 誓約書記入上の注意

これは、育英奨学生に採用された場合、保証人と連帯して果たす義務について誓約するためのものです。

- ① 誓約書は必ず、奨学生本人が署名・捺印して下さい。
- ② 住所・氏名には、それぞれ“フリガナ”をつけて下さい。
- ③ 保証人の氏名は、必ず本人が署名・捺印して下さい。
- ④ 保証人の住所は、団地及びアパートの棟号・室番まで記入し、住所・氏名にはそれぞれ“フリガナ”をつけてください。
- ⑤ 誓約書の年月日は本会へ提出する年月日を記入してください。

16. その他の注意

書類不備とならないように、この「募集要綱」をよく読んで、なお、不明又は、疑問のある場合は本財団にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

公益財団法人内村チカ育英財団事務局

〒860-0811 熊本市中央区本荘5丁目13番18号

(内村酸素株式会社内)

TEL : 096-371-8730 FAX : 096-362-2177